

平成26年6月24日

総務大臣  
新藤義孝殿

日本放送協会

会長 舩井勝人

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への  
経費助成業務の一部変更の認可申請書

放送及びその受信の進歩発達に寄与するため、「地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務」（平成22年3月10日総務大臣認可）の内容を一部変更して実施したいので、放送法第20条第10項に基づき、別紙書類を添えて認可申請いたします。

(別紙)

## 1. 実施しようとする業務（変更しようとする内容）

平成22年3月10日付で総務大臣の認可を受けた「地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務」（以下「現行業務」という。）は、日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下同じ。）において、協会の実施する地上デジタルテレビ放送中継局の置局又は協会と地元視聴者が共同して設置し運用する共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）を補完するものとして設置し運用されるNHK共聴を除く、共同受信施設（以下「自主共聴」という。）によって協会の地上デジタルテレビ放送を受信しようとする場合、及び協会の実施する地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「新たな難視地区」という。）において個別に設置した受信アンテナにより協会の地上アナログテレビ放送を受信していた世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）であって個別に高性能アンテナを新設し又は既存のアンテナを移設することによって協会の地上デジタルテレビ放送を受信しようとする場合（以下「高性能等アンテナ対策」という。）について、地元視聴者が結成する非営利の自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策を実施する世帯等に対し、申請により、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信するためのデジタル化の整備又はその後の維持のための経費の一部を助成するものである。

今回の変更は、これに加えて、地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「絶対難視地区」という。）において高性能等アンテナ対策を実施する世帯等を、助成の対象とするものである。

また、現行業務の実施要綱を、絶対難視地区において高性能等アンテナ対策を実施する世帯等を助成対象に加えるよう変更して別冊のとおり改め、変更後の業務（以下「新業務」という。）はこれに基づいて行う。

## 2. 実施しようとする理由（変更しようとする理由）

現行業務は、地上デジタルテレビ放送の普及を視聴者負担の増大を抑制しながら効率的かつ短期間に推進するため、地元視聴者の結成する非営利の自主共聴組合に対し、施設の整備又はその後の維持のための経費の一部を助成し、また、協会の地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区において、個別に設置したアンテナによって協会の地上アナログテレビ放送を受信していた世帯等に対し、高性能等アンテナ対策の経費の一部を助成することで、放送及びその受信の進歩発達に寄与しようとするものである。

今回の変更は、新たな難視地区における難視聴状態の解消のため、地上アナログテレビ放送終了以降にデジタル中継局等の整備が進んだことで、絶対難視地区の一部の世帯等においても高性能等アンテナ対策による地上デジタルテレビ放送の受信が可能となり、また、昨年からの新たな難視地区に対する恒久対策のひとつとして始まったワンセグ対策が絶対難視地区の難視聴状態の解消にも有効であることから、現行業務と同様の考え方にに基づき、絶対難視地区に対しても助成を行おうとするものである。

協会として、現行業務において新たな難視地区に対して助成を行ってきたことから、絶対難視地区に対して同様の助成を行うことには十分な合理性があるとともに、これにより当該地区の世帯等が地上デジタルテレビ放送を視聴できるようになることは視聴者の利益にもかない、放送及びその受信の進歩発達に資するものである。

## 3. 業務の実施計画の概要

	26年度 (見込み)	27年度
絶対難視地区関係	約 300 世帯等	(26年度に未申請の世帯等があった場合に対応)

#### 4. 業務の収支の見込み

26年度	27年度
収入：なし 支出：1.0億円	未定 (26年度に未申請の世帯等があった場合に対応)

#### 5. 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

当該年度の収支予算において措置。

#### 6. その他必要な事項

- ① 今回の一部変更に関わる業務実施の期日は、総務大臣の認可の日以降、平成28年3月31日までとする。
- ② 別冊の実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。
- ③ 業務の実施状況については、別途報告する。

(別冊)

## 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への 経費助成業務の実施要綱

### 1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下同じ。）において、協会の実施する地上デジタルテレビ放送中継局の置局又は協会と地元視聴者が共同して設置し運用する共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）を補完するものとして設置し運用されるNHK共聴を除く共同受信施設（以下「自主共聴」という。）により協会の地上デジタルテレビ放送を受信する世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）及び協会の実施する地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「新たな難視地区」という。）において個別に設置した受信アンテナにより協会の地上アナログテレビ放送を受信していた世帯等若しくは地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「絶対難視地区」という。）にある世帯等であって個別に高性能アンテナを新設し又は既存のアンテナを移設することによって協会の地上デジタルテレビ放送を受信しようとするもの（以下「高性能等アンテナ対策世帯」）において、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう、地元視聴者が結成する非営利の自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策世帯に対し、国の辺地共聴施設の改修等又は高性能等アンテナ対策の支援制度を利用できる場合はそれを前提として、地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費を基準として算出した額を、デジタル化の整備又はその後の維持のための経費の一部として1回に限り助成することによ

り、視聴者負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

## 2. 助成対象施設の要件

### ① 自主共聴

ア 当該施設が協会の地上デジタルテレビ放送の難視聴地域にあること。

イ 当該施設を維持するための非営利の団体が結成されていること。

ウ 施設の設置、運用が有線電気通信法及び放送法など関連法規に適合した有線又は無線の共聴施設であること。

エ その事業が、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信することに限定されていること。

オ 地上デジタルテレビ放送を受信するための施設の改修又は新設に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合若しくは当該施設が絶対難視地区にある場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金（旧称「電波遮へい対策事業費等補助金」））を利用していること。

カ 地元視聴者が設置し運営している自主共聴について、自治体が実施主体となって国による支援措置を活用した事業により受信環境が整備される場合は除く。

### ② 高性能等アンテナ対策世帯

ア 当該世帯が、協会の地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区又は絶対難視地区にあること。

イ 高性能等アンテナの設備が、専ら、放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信するためのものであること。

ウ 高性能等アンテナ対策に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合又は当該世帯が絶対難視地区にある場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。

## 3. 助成額

ア 地上デジタルテレビ放送を受信するための自主共聴等の改修若しくは新設又は高性能等アンテナ対策に要した経費のうち国や自治体の支援を除いた視

聴者負担が、世帯あたり1万4千円以上の場合は世帯あたりの負担額から7千円を引いた額に加入世帯数を乗じた額、1万4千円未満の場合は国や自治体の支援を除いた視聴者負担の加入世帯合計額の半額とし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ 助成の上限額は、自主共聴については10万円に加入世帯数を乗じた額又は100万円のいずれか多い額とし、高性能等アンテナ対策世帯については10万円とする。ただし、高性能等アンテナ対策世帯との事前の協議により、特別な設備の設置等が必要であると協会が認めた場合には、100万円を上限額とする。

ウ 助成は、自主共聴組合又は高性能等アンテナ対策世帯に対して行い、同一施設又は世帯に対して1回限りとする。なお、東日本大震災の災害救助法適用地域（除：東京都）のうち、震災により被害を受けた施設又は世帯（罹災証明などで確認できること）については、震災前の助成の有無に関わらず、震災以降に改めて1回に限り助成する。

エ 助成の申請は、地上デジタル放送を受信するための施設の改修又は新設完了後1年以内とする。

オ 助成額算出の対象となる世帯等は、協会と放送受信契約を締結している世帯等（以下「契約世帯」という。）に限る。自主共聴の組合員に契約世帯でないものが含まれる場合、イに定める「100万円」は、100万円に加入世帯に占める契約世帯の割合を乗じた額とする。

カ 助成の申請にあたっては、自主共聴組合は、当該自主共聴に加入している全世帯等の加入者名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

#### 4. 実施時期

総務大臣の認可の日以降、平成28年3月31日まで。